

別紙 1

「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」等の一部改正について

2019年7月2日

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

1. 改正の趣旨

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、2019年10月1日に消費税率（地方消費税率を含む。）が引き上げられることになっている。

このため、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するとともに、事務負担の軽減等¹の観点から、あっせん申立金、あっせん利用負担金及び特定事業者基本負担金について、税込価格表示から税抜価格表示への変更を行うこととし、「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」等の一部を改正する。

（注）あっせん委員への報酬等を定めた「あっせん委員報酬等規程」については、2014（平成26）年4月の消費税率引上げに併せて、税抜価格表示に改正済。

2. 改正の内容

（1）「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正

あっせん申立金及びあっせん利用負担金の額について、税込価格表示から税抜価格表示に改める。税抜価格表示については、2014（平成26）年4月の消費税率引上分と2019年10月の消費税率引上分を一括して算定することにより、円滑かつ適正な転嫁の確保を図ることとしたい（同規程第6条の3、別表2）。

（2）「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」に関する細則」の一部改正

特定事業者の基本負担金（年額）について、税込価格表示から税抜価格表示に改める。（1）と同様に、2014（平成26）年4月の消費税率引上分と2019年10月の消費税率引上分を一括して算定することにより、円滑かつ適正な転嫁の確保を図る（同細則第4条）。

3. 実施日

この改正は、2019年10月1日から施行し、あっせん申立金は同日以降のあっせん申立書当センター到着分から、あっせん利用負担金は同日以降のあっせん期日開催分から、特定事業者基本負担金は同日以降の新規利用登録分又は利用登録継続分から適用する。

以 上

¹ 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）」の第10条において、総額表示義務に関する消費税法の特例が設けられており、当該特例の適用を受ける要件として、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、税込価格を表示することを要しないとされている。